

保険料は どのように 支払うの？

<第1号被保険者>

介護保険料は、受給している年金の種類、受給額などによって、支払い方法が特別徴収と普通徴収に分かれます。
また、保険料額も一人ひとり異なりますので七月上旬に送付される通知書を必ず確認してください。

特別徴収 (年金引き落とし) の場合

対象となる人

老齢（退職）年金の受給額が、年額十八万円以上の人
老齢福祉年金・遺族年金・障害年金・恩給などは特別徴収の対象になりません

支払い方法

四・六・八月に受け取る年金から二月の年金引き去り額と同額の保険料を引き去りして納めていただいています。
(仮徴収)

十・十二・翌年二月は、前年の所得により算出した保険料額から、四・六・八月に仮徴収した保険料額を差し引いた残額を三回に振り分け納めていただきます。

こんな場合は
どうなるの？

Q 平成十二年五月十二日に六十五歳の誕生日を迎え、第一号被保険者の資格を得たのですが、保険料の支払方法はどようになりますか？

A 年齢到達、転入などにより平成十二年四月二日から平成十三年四月一日までの間に、第一号被保険者の資格を取得した人で特別徴収の条件に適合する人は、四月から九月までは、普通徴収、十月から特別徴収による支払いになります。

Q 平成十三年五月十日に鳥取市に転入した六十八歳の者ですが、保険料および支払い方法はどようになりますか？

A 介護保険料は、転入された月（五月）からの月割になります。

特別徴収の対象者は、老齢（退職）年金を単独で年額十八万円以上受給しており、四月一日時点で鳥取市に住所がある人です。年度の中途での年齢到達や転入した人は、今年度は普通徴収になります。
ご注意ください

年金の「現況届け」の提出を忘れると、年金の支給が停止されます。この場合、介護保険料の引き去りができないため、普通徴収になります。

特別徴収の条件に当てはまらない人は、普通徴収になります。

普通徴収 の場合

第1号被保険者（65歳以上の人）の納期別保険料支払額

(単位：円)

	普通徴収					特別徴収				
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
4月						1400	2100	2800	3600	4300
5月										
6月						1400	2100	2800	3600	4300
7月	1000	2600	3100	3600	4100					
8月	1000	1400	1900	2400	2900	1400	2100	2800	3600	4300
9月	1000	1400	1900	2400	2900					
10月	2000	2800	3800	4800	5800	3000	4500	5900	7200	8800
11月	2000	2800	3800	4800	5800					
12月	2000	2800	3800	4800	5800	2900	4300	5800	7200	8600
1月	2000	2800	3800	4800	5800					
2月	2000	2800	3800	4800	5800	2900	4300	5800	7200	8600
3月										
合計	13000	19400	25900	32400	38900	13000	19400	25900	32400	38900

年度の途中で第1号被保険者の資格を取得した場合は、この表の金額とは異なります。

平成12年度と13年度で所得段階が変わる場合、平成13年10月以降の特別徴収の額は、この表とは異なります。